

宮崎県死因究明等推進協議会議事概要

1 開催の日時 令和4年5月31日(火) 午後2時から午後3時10分まで

2 開催の場所 宮崎県庁5号館2階521号室

3 出席者 (委員)

宮崎大学	湯川 修弘
宮崎県医師会	玉置 昇
宮崎県歯科医師会	西山 伸二
宮崎県警察医会	和田 徹也
宮崎地方検察庁	升田 雅己
第十管区海上保安本部	原田 竜一郎
宮崎県警察本部	桑畑 俊彦
宮崎県福祉保健部	長倉 正朋

(オブザーバー)

厚生労働省医政局医事課	小林 和弘
-------------	-------

(事務局)

宮崎県福祉保健部	藤元 信孝
〃	甲斐 寛征

その他担当職員

4 議事

(1) 開会

事務局が開会を宣した。

(2) 福祉保健部医療政策課長挨拶

福祉保健部医療政策課長が挨拶を行った。

(3) 委員紹介

事務局が各委員の紹介を行った。

(4) 会長選出

事務局が各委員に対して意見を求めたところ、桑畑委員から湯川委員を会長に推薦する発言があり、各委員に諮ったところ、各委員からの異議はなく、湯川委員が会長に選出された。

(5) 議事

ア 死因究明等をめぐる動向、国の施策等について

会長が厚生労働省医政局医事課小林氏に説明を求め、同氏から説明があった。説明後、質疑応答はなかった。

イ 宮崎県死因究明等推進協議会の各構成団体の取組について

会長が事務局に説明を求め、事務局からの説明があった。事務局からの説明後、会長が各委員に説明を求め、各委員から説明があった。各委員からの主な説明内容は次のとおり。事務局及び各委員の説明後、質疑応答はなかった。

(宮崎大学)

大学において、死因究明への取組である解剖は、本業ではなく社会貢献の位置付け。法医学分野以外の事項は、大学内で情報を共有するとともに、法医学分野で可能な範囲は積極的に本協議会に協力したい。

(宮崎県医師会)

平成25年度に日本医師会から、警察の検視・検案に協力する組織を設置するよう要請があった。その背景には、死因究明施策の推進とともに、東日本大震災の経験と教訓に大規模災害時の検案体制を構築することにあつた。本県においても南海トラフ地震が懸念されており、大規模災害に備えた体制の整備が急務である。

県医師会では、的確な検案を行うことを目的に、平成26年度から開業医、勤務医等を対象にした研修会を開催している。

(宮崎県歯科医師会)

県歯科医師会による死因究明等への関わりは、死者の身元確認が大きい。平時においては、推定死者が判明している場合はその担当医が、推定死者が判明していない場合等は警察協力医が検案している。

大規模災害に備えて、県歯科医師会が主催で年1回、警察歯科総会を開催し、外部講師による講義、県警と合同による実習を行っている。また、東日本大震災で課題となった生体情報紛失の対策に取り組んでいる。

(宮崎県警察医会)

警察医会は、東日本大震災を契機に、組織が変わり日本医師会と一緒に取組を進めていくこととされた。警察とともに検案に関する研修会等により人材確保に向けて取り組んでいるが、現実はなかなか厳しいのが課題。

(第十管区海上保安本部)

第十管区海上保安本部は鹿児島市にあるが、県内には宮崎海上保安部と日向海上保安署がある。死因究明に関する人材育成については、研修や現場での直接指導により職員の資質の向上に努めている。また、必要な資機材のための予算確保等により実施体制の整備に努めている。

(宮崎県警本部)

県警では、医師が看取れなかった遺体を年間約 1,300件の検視で取り扱っている。県警としての第一義的な目的は犯罪の見逃し防止であり、死因の特定が重要であるため、医師に検案や宮崎大学に解剖を依頼している。

医師等に対して、どのような情報を、どの程度提供するのか、その在り方が課題になっている。また、宮崎県でも南海トラフ地震が想定されており、犠牲者の死因を特定していく体制の整備・充実が課題である。

ウ 宮崎県死因究明等推進協議会の今後の進め方について

会長が事務局に説明を求め、事務局から説明があった。説明後、質疑応答はなかった。

(6) 閉会

事務局が閉会を宣した。